

市議会会議規則、委員会条例等の改正について

①オンライン委員会に関する検討経緯

- 令和2年4月、総務省より、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインの方法による委員会開催が可能という通知が出された。
- 令和2年12月、本市議会においてもコロナ禍での委員会開催を可能とするため、市議会会議規則及び委員会条例を改正、協議等の場の要綱を策定した。
- 令和5年4月、地方議会のデジタル化の促進に関する地方自治法の一部改正が行われた。
- 令和6年2月、全国市議会議長会より、地方自治法の改正や多様な人材が地方議会に参画できる環境整備の観点等から、標準会議規則及び委員会条例について、オンラインによる委員会の取扱いを「標準」規定とする改正が行われた。

⇒今回の標準会議規則等の改正を受け、本市議会の会議規則及び委員会条例等について、オンライン委員会に関する取扱いの見直しを検討するもの

②本市規定に関する見直しのポイント

①開催要件の拡充

- これまで委員会への出席が困難な事情がある場合として、コロナまん延時に限定した取扱いとしてきた。

⇒コロナ禍以外の重大な感染症や大規模な災害等の場合においても、オンラインの方法により参加できるよう見直しを検討するもの

②対象者の拡充

- これまでコロナ禍での運用として、オンライン出席の対象者を所属委員に限定した取扱いとしてきた。

⇒所属委員以外の参考人等について、議会における政策形成機能の強化を図るために活用が期待されるとし、オンラインで意見聴取ができるよう見直しを検討するもの

③改正内容の検討

【標準委員会条例の改正内容】

検討項目	標準委員会条例の内容	現行の取扱い	見直し案	備考
委員会の開催方法の特例 (開催要件の拡充)	【第15条の2】 ・委員会について、大規模な災害等の発生等や重大な感染症のまん延時、オンラインでの開催を可能とする ※参考扱いとして条文例示 「育児、介護その他やむを得ない事由」の場合も開催を可能とする	【委員会条例第11条の2】 ・コロナまん延時に限り、オンラインでの開催を可能とする	・改正する ⇒委員会条例において、大規模な災害等及び重大な感染症について、オンラインでの開催要件を拡充する	・5類感染症への移行及び今回、標準委員会条例の開催要件が拡充されたことに伴い見直すもの ・今回、見直し案に加え示された※参考扱いの検討が必要(標準では改正なし)
出席説明員 (対象者の拡充)	※参考扱いとして条文例示 【第21条第2項】 ・説明員のオンライン出席を可能とする	【委員会条例16条】 ・オンラインに関する規定なし	・改正しない	・執行機関の説明員は提案者側として積極的に出席しており、現状ではオンライン出席は限定的な運用となり制度化の必要性が乏しいと考えられる(標準では改正なし) ・説明員が遠隔地にいる場合として、議運申し合わせにおいて東京事務所長に関しオンライン出席できるよう運用している
公述人 (対象者の拡充)	【第25条第3項】 ・公述人のオンラインでの意見聴取を可能とする	【委員会条例第22条】 ・オンラインに関する規定なし	・改正する ⇒公述人のオンラインでの意見聴取を可能とする	・今回、オンラインで意見聴取が可能な対象者として拡充されたことに伴い見直すもの
参考人 (対象者の拡充)	【第29条第3項】 ・参考人のオンラインでの意見聴取を可能とする	【委員会条例第26条】 ・オンラインに関する規定なし	・改正する ⇒参考人のオンラインでの意見聴取を可能とする	・今回、オンラインで意見聴取が可能な対象者として拡充されたことに伴い見直すもの
意見陳述人 (対象者の拡充)	規定なし(本市独自規定)	【委員会条例第27条】 ・オンラインに関する規定なし	・改正する ⇒意見陳述人のオンラインでの意見聴取を可能とする	・公述人・参考人のオンラインの取扱いに準じ見直すもの

【参考】

○公述人(地方自治法第115条の2第1項)

…議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

○参考人(地方自治法第115条の2第2項)

…議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

○意見陳述人(委員会条例第27条)

…委員会は、調査のため必要があると認めるときは、当該調査に関する事項について高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の出席を求め、当該知識経験等に基づく意見を聴くことができるものとする。

【標準会議規則の改正内容】

検討項目	標準会議規則の内容	現行の取扱い	見直し案	備考
委員外議員の発言 (対象者の拡充)	【第117条第3項】 ・委員外議員のオンライン出席を可能とする	【オンライン委員会要綱第11条】 ・委員外議員のオンライン出席を認めていない	・改正する ⇒委員外議員のオンライン出席を可能とする	・当初はコロナ禍に限定した制度運用として、総務省より委員会室への参集が基本との考えが示されており、委員外議員のオンライン出席は想定しない取扱いとした ・今回、開催要件や対象者(公述人・参考人等)が拡充されたことにより見直すもの
委員長の発言 (対象者の拡充)	【第118条第2項】 ・議事を進行する委員長についてもオンライン出席を可能とする ・オンライン委員会において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない	【オンライン委員会要綱第9条】 ・委員長及び副委員長は、オンライン委員会の円滑な議事運営のため、原則として委員会室での出席とする	・改正しない	・現実的な運用として、円滑な議事運営や議事整理の観点から、正副委員長については、オンラインでの出席を想定していない
協議等の場の開催方法の特例 (開催要件の拡充)	【第166条の2】 ・協議等の場について、大規模な災害等の発生等や重大な感染症のまん延時、オンラインでの開催を可能とする	【協議等の場オンライン開催要綱】 ・要綱において、コロナまん延時に限り、オンラインでの開催を可能とする	・改正する ⇒要綱において、大規模な災害等及び重大な感染症について、オンラインでの開催要件を拡充する	・委員会条例における開催要件の拡充と合わせて見直すもの